

3 手 帳

さまざまな福祉のサービスを受けるためには、手帳が必要です。

1. 身体障害者手帳

身体に障がいのある方で、障がいの程度・種類によって、1級～6級までに該当すると認められた場合に交付されます。申請後約1か月から1か月半程度で手帳が交付されます。手帳には、紙形式とカード形式があります。

(1)手帳交付

- ①指定医の身体障害者診断書・意見書（用紙は障害者福祉課にあります）
- ②写真＜タテ4cm×ヨコ3cm＞ 1枚（脱帽、上半身、撮影1年以内のもの）

- ③マイナンバーカード、通知カード又はマイナンバー記載済住民票

（マイナンバーカード以外の場合は、写真付の身分証明書1点、もしくは氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの2点以上）

※代理申請の場合は、委任状及び代理人の身分証明書が必要です。

(2)その他

現在、手帳をお持ちの方で次に該当する場合は、必ず届出をして下さい。

- ①住所の変更 ②氏名の変更 ③死亡 ④手帳の紛失・破損
- ⑤障がいの程度変更（④⑤の場合手帳が再発行されます）

〈 問合せ 〉障害者福祉課相談支援係 内線 2685

2. 愛の手帳

東京都が知的障がい者に発行する手帳で、障がいの程度により1度～4度に区分されています。国の制度としては療育手帳があり、愛の手帳はこの制度の適用を受けています。手帳には、紙形式とカード形式があります。

(1) 手帳交付

手帳の交付申請及び障がい程度が変化した時、さらに、年齢が満3歳・6歳・12歳・18歳になったときには、判定が必要です。

判定予約は、下記の各機関の予約係へ電話で申し込んで下さい。

①18歳未満の場合は荒川区子ども家庭総合センター

②18歳以上の場合は東京都心身障害者福祉センター

(2)その他

手帳をお持ちの方で次に該当する場合は、必ず届出をして下さい。

①住所の変更 ②氏名・保護者の変更 ③死亡 ④手帳の紛失・破損

〈 問合せ 〉 障害者福祉課相談支援係 内線 2685

荒川区子ども家庭総合センター

〒116-0002 荒川区荒川1-50-17 電話 3802-3765

東京都心身障害者福祉センター

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ

電話 3235-2946

3. 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方で、障がいの程度により1級～3級に該当すると認められた場合に交付されます。手帳には、紙形式とカード形式があります。

なお、カード形式の手帳の発行には、紙形式の手帳より2週間程度時間が多くかかります。

(1)手帳交付

①障害者手帳用の診断書又は精神の障害年金証書等の写し

②写真<タテ4cm×ヨコ3cm> 1枚 (脱帽、上半身、撮影1年以内のもの)

③マイナンバーカード、通知カード又はマイナンバー記載済住民票

(マイナンバーカード以外は、写真付の身分証明書又は氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの2つ以上)

(2)その他

現在手帳をお持ちの方は、2年ごとに更新の手続きが必要です。更新は、有効期限の3か月前から申請できます。手帳の発行は2か月以上かかる場合もありますので、お早めに手続きをしてください。

また、次に該当する場合は、必ず届出をして下さい。

①住所の変更 ②氏名の変更 ③等級変更 ④手帳の紛失、破損

〈 問合せ 〉 障害者福祉課こころの健康推進係 内線 2688